

八丈町農業委員会

第6回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和4年9月22日(木)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和4年9月22日(木) 9:00~10:30

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛
〃	3	加藤 純生	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	持丸 元一	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：1番 磯崎 典雄委員、2番 奥山 利平委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について
- 5) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）
- 6) 議案第4号 非農地証明願出書の承認について
- 7) 議案第5号 東京都指導農業士認定の推薦の決定について

9. 出席事務局職員：事務局長 大川 和彦、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：5名

八丈支庁産業課農務担当 主事 大道 紀子

八丈支庁産業課農務担当 主事 亀山 佳祐

島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 堀井 善弘

島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

島しょ農林水産総合センター 主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第6回総会を開催いたします。
本日の会議録署名委員ですが、1番委員・2番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和4年9月22日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農地区分 農振外、
面積 589㎡、権利種別 3条有償移転
譲渡人 ●●●●
譲渡人は自身が健康上の理由により、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。
譲受人 ●●●●
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。
作付予定作物 ロベレニー

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご

覧ください。

【番号1農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の●●●●さんについては、現在、漁業の仕事をされている傍ら農業もおこなっている方です。農地については、大きいロベレニーもある為、手をかけないといけない部分もありますが、取得後、農地整備を行い、奥様と共にロベレニーを栽培していくとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

下限面積についても、経営面積が1アールを超えている為、問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていきたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、1番推進委員をお願いします。

推委1番 農業委員と事務局と実際に現場を確認しました。番号1農地について、大きな道路に面しており交通の便が非常に効率的かと思えます。事務局からの説明にもありましたが、大きいロベもありませんが、手入れすれば切れるようになると思えますので、問題ないかと思われま。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、1番農業委員をお願いします。

農委1番 推進委員、事務局と現地確認を行いました。事務局から説明ありましたが、譲受人の●●●●さんは漁業の仕事をしておりますが、休日を利用して奥さまと共に農業を行うとのことで、問題ないかと思われま。よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。…無いようでしたら第1号議案を許可相当と決するにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。
令和4年9月22日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 755㎡、権利 使用貸借設定

譲渡人 ●●●●

譲受人 ●●●●

転用目的 店舗兼宿泊施設用地

転用理由 既存の会社に付随した見学施設及び宿泊施設の建築について土地を探したところ、今回の申請地が見つかった。見学施設ということで、観光客等の大人数の受け入れも考えている。その為、駐車スペース等も大幅に必要となることから、適合する条件の所有地は他にない状況である為、申請地に建築いたしたい。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1農地は農用地でなく、甲種、第1種、第2種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他の農地ということで、第2種農地と判断しています。

そこで、確認事項が11項目ございますが、今回は1, 2, 4, 5, 6, 7, 9の7項目を確認していきたいと思います。

まず「1区分と転用目的」ですが、先ほどの転用理由でも述べたとおり、譲受人は他に適合するような所有地がなく、この農地を転用するのがやむを得ないと判断しています。

次に「2資力及び信用」ですが、建物の建築費は譲受人が自己資金と融資によって賄うということで適当と判断しています。

次に「4申請に係る用途に遅滞なく供する確実性」については、建築計画ができておりますので、確実と判断しています。

次に「5行政庁の免許・許可・認可等処分見込」については、担当部署と事前相談を行い建築確認の見込がありますので、確実と判断しています。

次に「6農地以外の土地利用見込」と「7計画面積の妥当性」ですが、申請地の店舗兼宿泊施設スペース及び駐車場スペースについては、店舗利用状況等を考慮した利用見込である為、適当と判断しています。

最後に「9周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、支障はないと判断しています。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、5番推進委員お願いします。

推委5番 推進委員、事務局と現地を確認しました。親族間での転用であり、事務局からの説明どおり、転用理由、確認事項どちらも問題ないかと思われますので、よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、4番農業委員お願いします。

農委4番 推進委員から説明があったとおり親族間の転用です。事務局の説明どおりで、特に問題はない

かと思われますので、よろしく申し上げます。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。
…無いようでしたら第2号議案を可とすることにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、本件に関しては可として処理いたします。

議長 続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(利用権設定)を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和4年9月22日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 2,894㎡のうち2,414㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 アシタバ、期間 5年間、賃借料は年20,000円となります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1の●●●●さんは認定農業者ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地においては、現在、草が生え始め遊休地化しつつありますが、利用権設定後、農地整備しアシタバを栽培していく計画となっています。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号1農地について、5番推進委員お願いします。

推委5番 農業委員、事務局と一緒に現場を確認しました。
事務局から説明があったように、少し草が生えておりますが整備すれば問題ないかと思われます。
よろしく申し上げます。

議長 続いて、番号1農地について、4番農業委員お願いします。

農委4番 推進委員、事務局と現場を確認しました。事務局、推進委員から意見が出たように少し草は生えておりますが、整備すれば問題ないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第3号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については承認といたします。

議長 続いて、議案第4号非農地証明願出書の承認についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第4号 非農地証明願出書の承認について 下記の所有者より非農地証明願出がありましたので、意見を求める。

令和4年9月22日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 山林、農振区分 農振外、
面積 695㎡

内容といたしましては非農地証明願出の提出によるものとなります。

所有者氏名 ●●●●

非農地の事由としましては、対象地は十年以上前から山林化してしまっている状況であり、規模を踏まえても今後畑として活用する見込みは低い状況にある為、今回非農地証明を願出することとした。非農地取扱区分は山林化によるものであります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

今回の農地については、農業委員及び推進委員・事務局で現地調査を行いました。先ほど説明したとおり、農地は現在山林化しており、周辺的环境を考えると、今後利用は困難な状況であり、非農地としても問題はないと思われます。それでは、ご意見をよろしく願いたします。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号1農地について、1番推進委員願います。

推委1番 委員、事務局と現地を確認しました。所有者本人が島内にいないことと事務局からの説明どおり山林化していることを鑑みると、非農地として処理しても問題ないかと思われます。

議長 続いて、番号1農地について、1番農業委員願います。

農委1番 推進委員、事務局と現地を確認し山林化しておりました。
親族の話を知ると、今後所有者が島に帰ってくる見込みは低いことから耕作される可能性も極めて低いので、非農地として問題ないかと思われます。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第4号議案について非農地証明いたすことにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第4号については非農地証明いたしますことを決定します。

議長 続いて、議案第5号東京都指導農業士認定の推薦の決定についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 八丈町では昨年度1名の指導農業士が新たに追加され、現在21名の指導農業士の方たちが活躍しております。指導農業士の役割として、島外の方で八丈の農業に興味を持った方への農業体験等の受け入れや研修センターでの技術指導等があります。

昨年に引き続き、今年も東京都より指導農業士募集の案内があり、今回の総会にて委員のみなさまより推薦の承認を受けましたら、今後東京都農林水産部へ申請書類を提出し、手続きを進めていきたいと思っております。

それでは議案の説明をいたします。

議案第5号 東京都指導農業士認定の推薦の決定について

東京都指導農業士認定要綱に基づき、東京都指導農業士認定の推薦の決定について意見を求める。

令和4年9月22日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

推薦者番号1 ●●●●

農業従事年数 14年間、認定農業者となります。

主要品目と耕作面積 レザーファン70a

推薦者番号2 ●●●●

農業従事年数 6年間、認定農業者となります。

主要品目と耕作面積 観葉鉢物60a

続いて、認定要件の確認にうつります。認定要件1番の都内で農業に従事していること、3番の認定農業者、またはそれと同等と認められる農業者であること、5番の体験研修、技術研修の受入が可能であることに関しては事務局の方で確認がとれておりますので問題ありません。許可要件2番の農業技術、経営管理能力に優れた経営者であること、又は経営に積極的に参画し、責任を分担していると認められることに関しては、お二人ともそれぞれの主要作目の栽培に長年従事していることや今後の作目の経営計画から判断すると、農業技術、経営管理能力に優れた経営者であると思われまます。許可要件4番の東京農業の担い手の育成に理解と情熱があり、積極的な指導ができることに関しては、許可要件5番の体験研修、技術研修の受入が可能であることとも関係するのですが、お二人とも共通して島外からの就農希望者に対する受入意識は高く、自分の栽培する作目の就農希望者がいれば研修を快く受け入れてくれるとのことで

すので、許可要件4番についても問題ないと思われます。最後に許可要件6番の女性農業者や青年農業者が活躍できる環境整備を自ら実践していることについては、許可要件の4番でも説明したとおり、若い農業者の方に自分の栽培する主要作目の技術指導を行って、次の世代にも広めていきたいという思いがあり、青年農業者が活躍できる環境も整備されていると思いますので、許可要件6番についても、問題ないと思われます。

なお、今年度より指導農業士になるための要件として、農業所得がおおむね300万円以上という条件が新たに追加されました。様式第2の2の農業経営調書の一番下の農業所得部分を見ていただければわかるかと思いますが、お二人とも条件を満たしているので、問題ないと思います。

以上、事務局としましては、許可要件については問題ないと思われますが、最終的な判断は委員の皆様にご決定いただき、推薦の可否を決定していただければと思います。

なお、今回の総会において推薦の承認をいただきましたら、この後は普及センター担当者、八丈支庁担当者と申請手続きを行い、最終的に東京都農林水産部の認定審査会を通したのち、認定証が交付される流れとなっております。それでは、みなさまのご意見をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。質問や意見はございますか。

…無いようでしたら議案第5号に関しまして、説明のあった2名推薦することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第5号については、2名を推薦することに決しました。